

NPO法人ミューレ 設立趣旨書

1 趣 旨

①事業に係る社会情勢やその問題点

近年、日本社会において、子どもを取り巻く教育環境は大きな転換期を迎えている。

学力や効率を重視した画一的な教育体制のもとで、一定の成果が上がる一方、学校教育の枠組みに適応できず、心身の不調や不登校、自己肯定感の低下を経験する子どもが年々増加している。

文部科学省の調査によれば、不登校児童生徒数は過去最多を更新し続けており、これは一部の特別な家庭や子どもに限った問題ではなく、社会全体の構造的な課題であることを示している。

また、不登校や行き渋りの背景には、学習内容そのものではなく、「評価されることへの不安」「集団への過度な同調圧力」「自分のペースで学べないこと」など、教育環境そのものが子どもの特性や発達段階と十分に噛み合っていない現状がある。

一方で、家庭環境や経済状況、保護者の就労状況によって、子どもが安心して過ごせる居場所や、多様な学びにアクセスできる機会には大きな格差が生じている。

公教育の枠外にある学びや居場所は、依然として私費負担が大きく、必要としている子どもほど十分な支援を受けられないという矛盾を抱えている。

さらに、現代の子どもたちは、情報過多・デジタル化の進展・人間関係の希薄化といった環境の中で育っており、他者に関わりながら試行錯誤する経験や、身体感覚を伴う学び、感情や思考を表現する機会が不足しがちである。

その結果、「自分で考え、選び、行動する力」「失敗を通して学ぶ力」「他者と対話しながら関係を築く力」といった、いわゆる“生きる力”を育む場が十分に確保されていないという課題が生じている。

こうした状況の中で、学校か家庭かという二者択一ではなく、子ども一人ひとりの個性や発達に応じて安心して過ごし、学び、成長できる「第三の教育の場」の必要性が強く求められている。

しかしながら、非営利かつ継続的に運営され、地域と連携しながら子ども中心の教育を実践する場は、まだ十分に整備されているとは言えない。

以上の社会的背景と課題を踏まえ、子どもが本来持っている主体性や表現力、学ぶ力を尊重し、誰もが排除されることなく成長できる教育環境を地域に根づかせていくことが、今まさに求められている。

②法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由

本法人が行う事業は、特定の家庭や子どもに限定された支援ではなく、年齢、家庭環境、学校への在籍状況、発達特性等にかかわらず、広く子どもとその周囲の大人を対象とした

教育的支援を目的としている。

近年、不登校や行き渋り、学校への適応困難といった課題は、特定の個人の問題ではなく、誰の身にも起こり得る社会的課題として顕在化している。本法人は、こうした状況にある子どもだけでなく、将来的に同様の困難を抱える可能性のあるすべての子どもや家庭に対し、安心して過ごし、学び、成長できる選択肢を地域に提供するものである。

また、本法人の事業は、学校教育の代替や排他的な場をつくることを目的とするものではなく、公教育や家庭、地域と連携しながら、子どもの育ちを多方面から支える「開かれた学びの場」を構築することを目指している。その活動内容や成果は、参加者に限らず、地域社会全体に共有され、教育環境の改善や子ども理解の促進に寄与するものである。

さらに、本法人は、経済的状況や家庭環境によって学びや居場所へのアクセスが制限されることのないよう、利用方法や参加形態に配慮し、継続的かつ非営利の立場で事業を運営する。これにより、必要とするすべての人が支援につながる可能性を広げ、社会全体の利益に資する活動を行う。

以上の理由から、本法人の行う事業は、不特定多数の者の利益に寄与する公益性の高いものである。

③なぜ特定非営利活動法人を設立するのか、その理由

本法人が取り組む教育・子ども支援に関する事業は、短期的な収益の確保を目的とするものではなく、子ども一人ひとりの育ちを長期的視点で支え、地域社会全体に教育的価値を還元していくことを目的としている。そのため、事業運営においては、利益配分を行わず、活動の成果をすべて社会に還元する非営利性が不可欠である。

一般社団法人や営利法人等の法人格も検討したが、これらの形態では、事業の自由度が高い一方で、社会的公益性や非営利性が制度上明確に担保されにくく、教育・不登校支援といった公共性の高い分野において、行政や地域、支援者との信頼関係を長期的に築いていく上で十分とは言えないと判断した。

特定非営利活動法人は、設立時から活動目的や事業内容、役員構成、会計処理、情報公開等について所轄庁の認証を受ける仕組みとなっており、透明性と説明責任が制度的に担保されている。また、利益の分配を行わないことが法律上明確に定められており、事業が特定の個人や団体の私的利益に帰属しないことを社会的に示すことができる。

さらに、本法人が行う教育支援や居場所づくりは、行政施策や地域の教育資源と連携しながら継続的に実施していく必要がある。そのため、助成金や委託事業、寄付等を含む多様な資金調達が可能であり、公共性の高い活動との親和性が高い特定非営利活動法人の形態が最も適していると考える。

以上の理由から、本法人は、教育と子どもの育ちに関わる社会的課題に対し、非営利かつ公益的な立場から継続的に取り組むため、特定非営利活動法人として設立するものである。

また、本法人の事業は、特定の会員や利用者の利益にとどまらず、活動成果を地域社会に広く還元することを前提としており、その公益性と非営利性を制度的に担保するためには、特定非営利活動法人の形態が最も適していると判断した。

④法人化によって可能になる具体的な社会貢献、今後の活動の展望

本法人が特定非営利活動法人として法人化することにより、任意団体では実現が困難であった継続的かつ安定的な教育支援活動を、社会的責任と透明性をもって実施することが可能となる。これにより、子どもや家庭が安心して支援につながることでできる恒常的な教育の場を地域に提供し、個人の善意や一時的な取り組みに依存しない仕組みづくりを進めることができる。

具体的には、不登校や行き渋り、学校への適応に困難を抱える子どもを含め、すべての子どもが安心して過ごし、自分のペースで学びや表現に取り組める居場所の運営を継続的に行うとともに、家庭や学校、地域と連携した支援体制の構築を図る。また、教育活動の内容や成果を地域に開き、子どもの育ちに関する理解を広げることで、教育環境全体の質の向上に寄与する。

さらに、法人化により、行政や他団体との協働、助成金や寄付等の活用が可能となり、経済的事情や家庭環境によって支援から排除されることのない体制づくりを進めることができる。これにより、必要とするすべての子どもが学びや居場所にアクセスできる機会を拡充し、教育格差の是正に貢献する。

今後は、日常的な教育・居場所支援の充実に加え、教育に関わる大人への学びの機会の提供や、地域における子ども理解を深めるための啓発活動にも取り組む。これらの活動を通じて、子ども一人ひとりの個性や可能性が尊重される社会の実現を目指し、地域に根ざした持続可能な教育モデルを構築していく。

以上のように、本法人は、法人化によって得られる社会的基盤を活かし、教育と子どもの育ちを支える公益的な活動を長期的視点で展開し、社会全体への貢献を果たしていく。

2 申請に至るまでの経過

2025年9月27日 エコール・ミューレ開校準備委員会 発足

2025年10月14日 NPO法人設立前会合

2025年11月5日 NPO法人設立前会合

2025年11月20日 設立総会開催

2025 年 12 月 1 日

NPO法人ミューレ

設立代表者

坪井 佳織

